

令和5年4月11日

本山町立小中学校 保護者 様

本山町教育長
〈公印省略〉

新型コロナウイルス感染症対策における出席停止と中学校部活動について

日頃から、学校教育活動やご家庭における感染症対策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年4月1日から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」が改訂され、それに伴い参考にしてきた「県立学校の学校教育活動の取扱いの目安並びに部活動の考え方（令和4年11月25日改訂）」が廃止されました。

新学期が始まりましたので、今後の新型コロナウイルス感染症の出席停止の取扱いと中学校部活動の対応についてお知らせします。

記

○出席停止について

・出席停止は学校保健安全法第19条の規定されており、学校で感染症が発生した場合、り患者の早期回復と感染拡大を防止し、健康的な教育環境を維持するために出席停止の措置を講じます。なお、出席停止は欠席扱いとなりません。

・新型コロナウイルス感染症での出席停止の取扱いは次のとおりです。

- ①児童生徒で感染が判明した者
- ②感染者の濃厚接触者に特定された者
- ③発熱や咽頭痛、せき等のふだんと異なる症状が見られる者
- ④学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者
- ⑤同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、感染が不安で休ませたい場合

○中学校部活動について

基本的な感染症対策しながら、部活動を実施します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 活動時間は、平日は2時間程度まで、週休日等は3時間程度までとします。なお、校長が認めた場合、平日は3時間まで、週休日等は4時間までとします。(2) 学校や相手校の感染拡大の状況によっては、教育委員会と協議のうえ、部活動や練習試合などを取りやめる場合があります。 |
|---|

今後、変更となる場合には、別途お知らせします。

本山町教育委員会 教育総務班
電話 0887-76-3913